

防整整第703号
令和7年1月17日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備官
(公印省略)

見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和7年2月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

なお、令和7年1月31日以前の入札公告の工事についても、適用することを妨げない、また、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第22164号。令和6年9月27日）は、令和7年1月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官、整備計画局提供施設計画官、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

見積を活用する積算方式（見積活用方式）試行運用マニュアル

令和7年1月

整備計画局施設整備官

1 はじめに

見積を活用する積算方式（以下「見積活用方式」という。）は、建設工事の入札不調対策として試行するものである。見積活用方式は、発注者の積算基準類に基づき算出した積算価格と実勢価格に乖離が生じている場合において、入札公告の際に発注者が競争参加資格確認申請者（以下「参加者」という。）に乖離が生じている項目の見積の提出を求め、妥当性が確認できた見積を予定価格の基となる積算価格に反映させる方式である。

本マニュアルは、見積活用方式を試行するにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）」の主旨を鑑み、実勢価格を踏まえた適正な積算価格の算定及び適切な見積の提出を促進する観点から細部事項等を取りまとめたものであり、円滑な運用に資することを目的とするものである。

2 用語の定義

本マニュアルにおける、主な用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 見積 参加者から提出される見積価格が記載されている見積書をいう。
- (2) 実勢価格 市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した価格をいう。
- (3) 見積価格 参加者が協力会社等からの見積等を基に設定する、見積書に記載されている単価又は価格をいう。
- (4) 協力会社等 参加者が採用を予定する下請会社、専門工事業者及び製造者等をいう。
- (5) 根拠資料 参加者が採用を予定する協力会社等から収集する見積書（自社施工の場合も含む）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、単価又は価格が確認できる資料をいう。
- (6) 実績価格 受注者が契約後に協力会社等と契約した単価又は価格をいう。
- (7) 実績価格調査票 受注者の見積価格と実績価格を確認するための書式をいう。
- (8) 建設工事 工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第2第1号に規定する建設工事をいう。

3 対象工事

- (1) 見積活用方式の対象とする工事は、発注者の積算基準類に基づく積算価格と実勢価格に乖離が生じたことにより入札不調となったもので、原則として、再度、公告をする建設工事を対象とする。

ただし、過去5年程度の期間に入札不調となった建設工事と同種又は類似の工事は見積活用方式を適用できるものとする。また、発注者の積算基準類に基づく積算価格と実勢価格に乖離が予測できる建設工事についても、見積活用方式を適用できるものとする。

なお、本方式を適用した理由は記録に残すものとする。

- (2) 見積活用方式は、入札手続の方式に拘わらず適用できるものとする。
- (3) 見積活用方式の試行を行う建設工事は、その旨を入札公告、入札説明書及び特記仕様書において明らかにするものとする。

4 対象項目

- (1) 直接工事費のうち、単価又は価格が発注者の積算基準類に基づく価格と乖離している、又は乖離が予測される項目を対象とする。
- (2) 共通仮設費又は現場管理費のうち、積み上げ分の単価又は価格が現場条件等により発注者の積算基準類に基づく価格と乖離が予測される項目を対象とする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項は、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

5 見積等の依頼

- (1) 見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）の依頼は、付紙様式第1、付紙様式第2及び見積等の提出を求める単価又は価格の項目等を記載した見積書式を入札説明書とともに交付するものとする。

なお、見積書式は、数量公開に用いる数量書のうち、見積等を求める項目に該当する部分により作成するものとする。
- (2) 見積等の提出期限は、原則として入札公告の翌日から起算して10日以上（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）を設けるものとし、見積等の提出を求める単価又は価格の内容や規模等を勘案のうえ、適切な期間の確保に努めるものとする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

6 見積価格の妥当性の確認

- (1) 参加者から付紙様式第2により提出された見積等及びヒアリングにより見積価格の妥当性を確認するものとする。

なお、提出された見積等及びヒアリングにより当該金額となった理由を確認できない場合は、妥当性がないと判断するものとする。
- (2) 見積価格の妥当性の確認にあたっては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短、同種工事の実績価格調査の結果等を勘案するとともに、見積価格は入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。
- (3) 同種工事の実績価格調査の結果と参加者の見積価格、又は参加者間で見積価格の差が大きい場合等は、例えば、別途計上すべき宿泊費や輸送費等が見積価格に上乗せされている可能性や施工条件の誤認等の可能性があることから、見積等の内容を十分に確認するものとする。
- (4) 根拠資料の内容が確認できない場合、同種工事の実績価格調査の結果と参加者の見積価格又は参加者間で見積価格の差が大きい場合等は、確認できる根拠資料

を追加で求める、又はヒアリングにより内容を確認し、必要に応じて見積等の再提出を求めることができるものとする。

- (5) 同種工事の実績価格調査の結果と参加者の見積価格又は参加者間で見積価格の差が大きい場合等は、妥当性がある又は妥当性がないと判断した理由及び資料を記録に残すものとする。
- (6) 参加者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替えは認めないものとする。

7 見積価格の適用

- (1) 積算価格に反映させる見積価格は、提出された見積等により妥当性が確認された単価又は価格とする。
- (2) 見積価格の妥当性を確認した参加者が複数者ある場合は、見積活用の対象とした項目の総価が中央値となる者の見積の単価又は価格を積算価格に反映させるものとする。

なお、見積価格の妥当性を確認した参加者数が偶数の場合は中央値を取りうる2者の見積価格の平均値を積算価格に反映させるものとする。

- (3) 見積等の妥当性が確認できない項目は、ヒアリングにより内容を確認し、必要に応じて見積の再提出を求め、なおも妥当性が確認できない場合は発注者の積算基準類に基づく単価又は価格とする。本規定は、見積等の妥当性がないと判断した項目がある者の見積すべてを妥当性がないと判断するものではない。
- (4) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の6日前（行政機関の休日を除く）までに電子入札システムにより交付する。

ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。

なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

交付する資料は、付紙様式第7を参照する。

8 入札の無効等

- (1) 上記5(2)により設けた見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。
- (2) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

9 見積活用方式の手続の流れ

見積活用方式により手続を行う工事は、付紙第1による。

10 設計変更時の取扱い

(1) 見積活用方式により見積価格を適用した項目における設計変更時の単価又は価格は、原則として当初設計における単価又は価格とする。

(2) 設計変更時に新たな項目を追加する場合は、原則として、発注者の積算基準類に基づく単価又は価格を積算価格に反映させるものとする。ただし、発注者の積算基準類に基づく積算価格と実勢価格に乖離している又は乖離が予測できる項目については、見積活用方式を適用できるものとする。

なお、本方式を適用した理由は記録に残すものとする。

11 見積価格のフォローアップ

(1) 見積活用方式の対象工事は、見積価格を採用した項目に係る実績価格調査を行うものとする。

(2) 実績価格調査は、本工事の入札にあたり提出された見積に実績価格の記載欄を加えて作成する実績価格調査票により行うものとする。

(3) 実績価格調査の実施にあたり、監督官は付紙様式第3を受注者に配布し、受注者に対して見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに実際に契約した単価又は価格を記載した実績価格調査票の提出を求め、受注者の見積価格と実績価格について確認を行うとともに、著しく乖離がある場合はその理由を確認するものとする。

(4) 工事内容の変更等により入札時の見積価格を記載することが困難な項目がある場合は、変更等に伴う価格交渉時に提出された見積書の価格と実績価格について報告を求めるものとする。

(5) 受注者から提出された実績価格調査票は、上半期（4月から9月までの期間）完成分については10月31日まで、下半期（10月から3月までの期間）完成分については4月30日までに施設整備官に提出するものとする。

(6) (1)から(3)までに掲げる事項は、特記仕様書に追記するものとする。

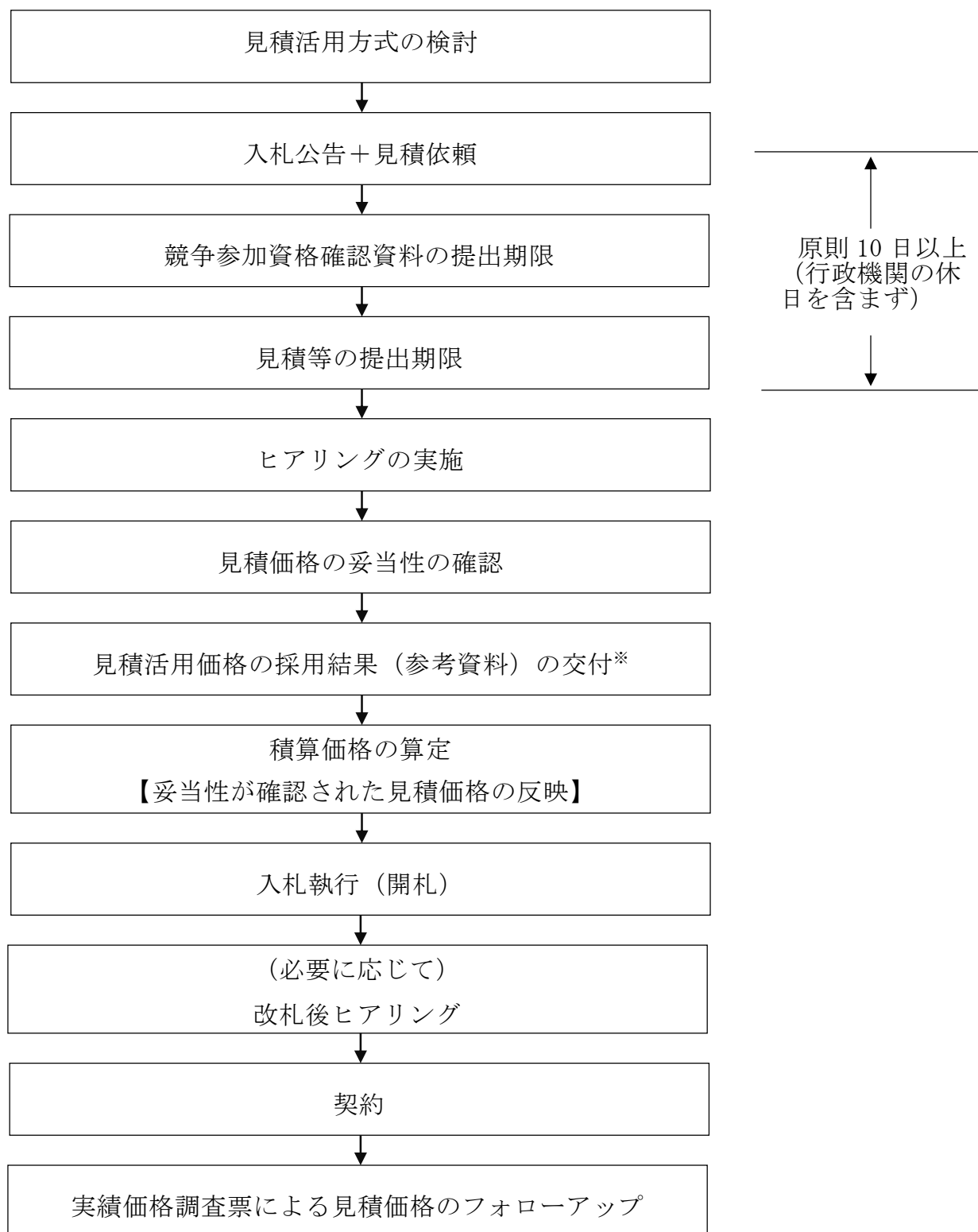
12 入札公告等への記載

入札公告、入札説明書及び特記仕様書において、それぞれ付紙第2から付紙第4の例により追記するものとする。

13 その他

本マニュアルの運用にあたり、これに抛り難い場合は、施設整備官と協議するものとする。

見積活用方式の手続フロー



※ 全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しない。

※ 見積活用価格の採用結果は、入札書の提出期限日の 6 日前（行政機関の休日を除く）までに交付する。

【 】は注意点を示しているなので、本信には記載しない。

入札公告の記載例

工事概要への追記

(○) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに○○○工事、○○○工事に対する見積活用方式の対象項目の直接工事費【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(○) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の6日前（行政機関の休日を除く）までに電子入札システムにより交付する。

ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。

なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

その他の追記

(○) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(○) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。

【 】は注意点を示しているので、本信には記載しない。

入札説明書の記載例

工事概要への追記

(○) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに○○○工事、○○○工事に対する見積活用方式の対象項目の直接工事費【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。

(○) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の 6 日前（行政機関の休日を除く）までに電子入札システムにより交付する。

ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。

なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第 1 条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

その他の追記

(○) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(○) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合で、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。

(○) 見積等の作成

見積等の作成にあたっては、交付した見積等依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積等の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

(○) 見積等の提出

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積等を、見積等の提出期限までに提出するものとする。

見積には○○○工事、○○○工事に対する見積活用方式の対象項目の直接工事費【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載するものとし、見積に明示する項目にかかる根拠資料についても提出するものとする。

根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業業者及び

製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価又は価格が確認できる資料とする。

なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

ア 提出方法：上記○に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、令和○年○月○日午後○時必着。

なお、見積等の提出期限と申請書等の提出期限が同日の場合又は見積等の提出と申請書等の提出が同時となる場合は、電子入札システムにより提出することができる。

(○) 見積等の作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積等の作成に関する質問については、次に従い提出する。

ア 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は上記○に質問書（様式は自由とする。）を持参することにより提出するものとする。

イ 提出期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後１０時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。【概ね４日以上とする。】

ウ 提出場所：上記○に同じ。

(○) 上記(○)の質問に対する回答は、令和○年○月○日までに電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXにて送信する。

(○) 提出された見積等の確認について

提出された見積等の妥当性の確認にあたり、確認できる根拠資料を追加で求める、又はヒアリング等により内容を確認し、必要に応じて見積の再提出を求める場合がある。

工事特記仕様書の記載例

(○) 見積活用価格の採用結果の交付

見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の 6 日前（行政機関の休日を除く）までに電子入札システムにより交付する。

ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。

なお、「見積活用価格の採用結果」は、契約書第 1 条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

(○) 本工事は、見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する作成にあたっての留意事項に基づき、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに実際に契約した単価又は価格について実績価格調査票に記載し、監督官に提出するものとする。

〇〇〇〇工事

競争参加資格確認申請者 殿

契約担当官等

見積等依頼書

標記について、工事費算出の参考とするため、下記のとおり見積及び根拠資料の提出を依頼します。

記

1 見積等依頼項目及び条件

見積等依頼項目	入札説明書のとおり
形状寸法等	設計図面のとおり
見積書提出先	入札説明書のとおり
見積書提出期限	入札説明書のとおり
その他条件	1) 見積は、添付する見積書式（数量書）に基づき作成して下さい。ただし、これに拠りがたい場合は、入札説明書の記載に従い、質問を行って下さい。 2) 定価ではなく、入札時における実際の取引価格として下さい。 3) 消費税及び地方消費税は含まない価格として下さい。 4) 作業員の宿泊費や輸送費等を含まない価格として下さい。 5) 週休 2 日制の労務単価として下さい。
添付資料	見積等の提出について（付紙様式第 2）、見積書式（数量書）

2 提出を求める資料

- (1) 見積等の提出について（付紙様式第 2）
- (2) 見積
- (3) 根拠資料（見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む）又は同

種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価又は価格が確認できる資料をいう。)

3 作成にあたっての留意事項

- (1) 見積価格は同種かつ直近の契約実績等、市場の取引価格を適切に反映し、支障なく工事施工が実施できる入札時の価格として下さい。
なお、価格上昇を予測した価格ではないことに留意して下さい。
- (2) 提出された見積等の妥当性の確認にあたり、確認できる根拠資料を追加で求める、又はヒアリング等により内容を確認し、必要に応じて見積の再提出を求める場合があります。
- (3) 根拠資料により妥当性が確認できない見積は、見積価格を採用できない場合があります。
- (4) 見積等の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行わないこととし、競争を制限する目的で他の者と価格等についていかなる相談を行わず見積書を提出して下さい。
- (5) 提出頂いた見積等は、積算の目的以外に使用しません。

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

見積等の提出について

標記について、下記のとおり、〇〇〇〇工事に係る見積等を提出します。

記

提 出 資 料	見積及び根拠資料
そ の 他 条 件	価格は、消費税及び地方消費税を除く。 価格は、定価ではなく、入札時における実際の取引価格。 価格は、作業員の宿泊費や輸送費等を含まない。 価格は、週休 2 日制の労務単価による。
問 い 合 わ せ 先	会社名 担当者 T E L F A X

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

実績価格調査票の提出について

標記について、添付資料のとおり、〇〇〇〇工事に係る実績価格調査票を提出します。

添付資料：実績価格調査票

※作成にあたっての留意事項

- ① 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに提出をお願いします。
- ② 実績価格調査票は、本工事の入札にあたり提出された見積に基づくものとし、実績価格の記載欄を追加し、作成して下さい。
- ③ 見積価格は、見積に記載した単価又は価格を記入して下さい。
- ④ 実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価又は価格を記載して下さい。
- ⑤ 見積価格と実績価格に大きな開差がある場合は、実績価格調査票の備考欄にその理由を記載して下さい。
- ⑥ 施工中に項目、数量等の変更があった場合は、変更後の項目、数量等に変更して下さい。また、見積価格が記載できない場合は、実績価格のみを記載して下さい。

〇〇〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

契約担当官等

見積等依頼書

標記について、工事費算出の参考とするため、下記のとおり見積及び根拠資料の提出を依頼します。

記

1 見積等依頼項目及び条件

見積等依頼項目	別紙数量書のとおり
形状寸法等	設計図面のとおり
見積書提出先	〇〇〇局〇〇部〇〇課
見積書提出期限	令和〇年〇月〇日
その他条件	1) 見積は、添付する見積書式（数量書）に基づき作成して下さい。ただし、これに拠りがたい場合は、監督官と協議して下さい。 2) 定価ではなく、契約変更時における実際の取引価格として下さい。 3) 消費税及び地方消費税は含まない価格として下さい。 4) 作業員の宿泊費や輸送費等を含まない価格として下さい。 5) 週休2日制の労務単価として下さい。
添付資料	見積等の提出について（付紙様式第5）、見積書式（数量書）

2 提出を求める資料

(1) 見積等の提出について（付紙様式第5）

(2) 見積

(3) 根拠資料（見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む）をい

う。)

3 作成にあたっての留意事項

- (1) 見積価格は、市場の取引価格を適切に反映し、支障なく工事施工が実施できる契約変更時の価格として下さい。
なお、価格上昇を予測した価格ではないことに留意して下さい。
- (2) 提出された見積等の妥当性の確認にあたり、確認できる根拠資料を追加で求める、又はヒアリング等により内容を確認し、必要に応じて見積の再提出を求める場合があります。
- (3) 根拠資料により妥当性が確認できない見積は、見積価格を採用できない場合があります。
- (4) 見積等の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行わないこととし、競争を制限する目的で他の者と価格等についていかなる相談を行わず見積書を提出して下さい。
- (5) 提出頂いた見積等は、積算の目的以外に使用しません。

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

見積等の提出について

標記について、下記のとおり、〇〇〇〇工事に係る見積等を提出します。

記

提 出 資 料	見積及び根拠資料
そ の 他 条 件	価格は、消費税及び地方消費税を除く。 価格は、定価ではなく、契約変更時における実際の取引価格。 価格は、作業員の宿泊費や輸送費等を含まない。 価格は、週休 2 日制の労務単価による。
問 い 合 わ せ 先	会社名 担当者 T E L F A X

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

実績価格調査票の提出について

標記について、添付資料のとおり、〇〇〇〇工事に係る実績価格調査票を提出します。

添付資料：実績価格調査票

※作成にあたっての留意事項

- ① 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに提出をお願いします。
- ② 実績価格調査票は、本工事の契約変更に伴う価格交渉時に提出された見積に基づくものとし、実績価格の記載欄を追加し、作成して下さい。
- ③ 見積価格は、見積に記載した単価又は価格を記入して下さい。
- ④ 実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価又は価格を記載して下さい。
- ⑤ 見積価格と実績価格に開差がある場合は、実績価格調査票の備考欄にその理由を記載して下さい。
- ⑥ 施工中に項目、数量等の変更があった場合は、変更後の項目、数量等に変更して下さい。また、見積価格が記載できない場合は、実績価格のみを記載して下さい。

令和 年 月 日

見積活用価格の採用結果について（参考資料）

標記について、〇〇〇工事の見積価格書及び根拠資料をご提出いただき、ありがとうございました。各社から提出された見積書を踏まえ、以下の単価、金額としました。

この「見積活用価格の採用結果」は、入札参加者の適正な見積りに資するための参考資料であり、契約書第 1 条にいう設計図書ではありません。従って「見積活用価格の採用結果」は工事契約上の拘束力を生じるものではなく、本工事の趣旨を充分考慮して、工事目的物を完遂するための一切の手段について、入札参加者の責任において定めてください。

なお、「見積活用価格の採用結果」の有効期限は、本工事の開札日までとします。

1. 見積活用価格の採用結果
（建築工事、電気通信設備工事、機械設備工事）

直接工事費 細目別内訳

〇〇		〇〇〇		〇〇〇〇		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
〇〇〇	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	見積活用方式対象
〇〇〇	〇〇	〇	個	〇〇	〇〇〇	見積活用方式対象
△△△		1	式			別紙 00-0001

直接工事費 別紙明細

〇〇		〇〇〇		〇〇〇〇		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
△△△		1	式			別紙 00-0001
□□□	□□	〇	台	〇〇	〇〇〇	見積活用方式対象
□□□	□□	〇〇	台	〇〇	〇〇〇	見積活用方式対象
計						

(土木工事)

〇〇〇〇工事

総括表

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減 金額増減	摘 要	備 考
土木工事	式	1					
1.〇〇工事	式	1					
〇〇工	式	1					
〇〇 〇〇、〇〇	m3	〇〇	〇〇	〇〇〇			見積活用方式対象
△△工	式	1					
△△△ △△	m3	〇〇	〇〇	〇〇〇			見積活用方式対象

注) 様式の記載内容は例示です。